

○ 付議事案

**「事前申請なしに居住地外で定期接種を受けた際、公費負担の取扱いを受けられなかったことに納得できない。」**

第 121 回会議

1. 開催日 令和 7 年 11 月 18 日（火）
2. 場所 大手前合同庁舎 11 階 近畿管区行政評価局会議室
3. 出席者 藪野座長、黒川委員、大草委員、白井委員、砂田委員、山谷委員、事務局
4. 審議で出された主な意見
  - 国が事後申請を認める余地を示していることを鑑みると、今回の調査結果について、市町村に対して情報提供を行うこと自体には意義があると思う。
  - 予防接種事務のデジタル化が予定されており、その間の経過措置というものではあるものの、現在の状況を放置するのはいかがなものかと思う。
  - 予防接種事務のデジタル化が予定されているとはいえ、現時点において事後申請に関する検討材料を提供することは有益である。また、事後申請を認めているいずれの市町村においても、事後申請を認めたことによる具体的な支障は生じていないとの調査結果は、事後申請を認めていない市町村に共有すべきである。
  - 事後申請を認めている市町村の具体的な取扱例を情報提供することが特に有用と考えられる。
  - 人口の少ない地域等では、高齢者が他の市町村の高齢者施設等に入所している等の事情で事後申請となる事例があるのではないか。

(当局ホームページ : <https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>)